

資料編

関所建物（面番所） 部位の設定

目次

1. 関所建物（面番所）部位の設定 一覧表	
外観	1
内観	3
2. 関所建物（面番所）部位の設定 写真	
外観	8
軒裏・縁	12
内観	17

1. 関所建物（面番所） 部位の設定一覧表

面番所棟【外観】

部分の設定	部位区分	材質・仕上等	部位基準	推定年	備考	
保存部分	屋根	上屋瓦	本瓦葺き	基準2	当初か・補足	
		下屋瓦（西・南・東面）	本瓦葺き	基準2	当初か・補足	
		下屋瓦（北面）	棧瓦葺（北面廊下下屋）	基準2	当初か・S46	北面廊下はS46の整備時に修理工事を行う
		雀口面戸	砂漆喰（すなじっくい）	基準2	当初か・S46	処により修理
		破風	漆喰（しっくい）塗り	基準2	S46	
		上屋壁	漆喰（しっくい）塗り	基準2	S46	
	軸部（身舎）	柱（西・南・東面）	桧（ヒノキ）	基準1	当初か	
		柱（北面）	杉	基準1	S19・S46	北面廊下はS46の整備時に修理工事を行う
		梁	松または桧（ヒノキ）	基準1	当初か・S46	
		桁	杉	基準1	当初か・S46	
		鴨居	桧（ヒノキ）	基準1	当初か・S46	
		敷居	桧（ヒノキ）	基準1	当初・明治・S46	
		束	杉	基準1	当初か・S46	
		土台	榎（ケヤキ）	基準1	当初か	新（ちょうな）はつり
	軸部（下屋・庇）	軒桁	松または桧（ヒノキ）	基準1	当初・S46	S46に当初材を修理
		庇柱	桧（ヒノキ）	基準1	当初か	S46に当初材を修理
		つなぎ梁	松または桧（ヒノキ）	基準1	当初・S46	S46に当初材を修理
		母屋	杉	基準1	当初・S19・S46	
		隅木	杉	基準1	当初か・S46	
		垂木	杉または桧（ヒノキ）	基準1	当初・S46	S46桧（ヒノキ）に改めた、当初と入り混じる
	軒裏	化粧裏板	杉または桧（ヒノキ）	基準1	当初・S19・S46	S46桧（ヒノキ）に改めた
		広小舞	杉または桧（ヒノキ）	基準1	当初・S19・S46	
		小間返し野地板（北面）	杉または桧（ヒノキ）	基準2	S46	
		屋根下地板（北面）	杉または桧（ヒノキ）	基準2	S46	北面廊下はS46の整備時に修理工事を行う
		広小舞（北面）	杉または桧（ヒノキ）	基準2	S46	
	小壁・壁	竪板張り（西・南・東）	杉または桧（ヒノキ）	基準2	当初か・S46	
		下見板（北面）	杉または桧（ヒノキ）	基準2	S46	北面廊下はS46の整備時に修理工事を行う
	建具	腰付き障子（西・南・東面）	木部	基準3	S19・S32・S46	
			紙	基準4	随時更新	
		雨戸（西・南・東面）	框（かまち）	基準3	S19・S32・S46	
			板	基準3	随時更新	
	舞良戸（北面）	框（かまち）	基準3	S19・S32・S46		
		板	基準3	S19・S32・S46		
	戸袋			基準2	S46	
	縁	縁板	桧（ヒノキ）	基準2	S19・S46	鮑（かんな）仕上げ
		縁框（かまち）	杉	基準2	S19・S46	鮑（かんな）仕上げ
		縁束	杉	基準2	S19・S46	鮑（かんな）仕上げ
	基礎	地覆石・東石	石または石にコンクリート根巻き	基準1	当初・S19・S46	
	雨樋	横樋・竪樋共	銅製	基準4	S46	

※年代の根拠は目視とS46「特別史跡新居開跡修理工事報告書」による。※「当初」は江戸後期の創建当初を表す。M：明治，T：大正，S：昭和

書院棟【外観】

部分の設定	部位区分	材質・仕上等	部位基準	推定年	備考	
保存部分（便所を除く部分）	屋根	瓦	棧瓦葺き	基準2	当初・S32	S32に復元整備工事を行っている
		雀口面戸	砂漆喰（すなじっくい）	基準2	当初・S32	
	軸部	柱	杉	基準1	当初・S32	旧来の柱は御書院次之間の柱および二畳之間外側柱
		庇柱	杉	基準1	S32および以降	ほとんどをS32に取替えまたは復元、新設もあり
		梁	松	基準1	当初・S32	
		桁	杉	基準1	当初・S32	
		鴨居	桧（ヒノキ）	基準1	当初・S32	
		敷居	桧（ヒノキ）	基準1	当初・S32	
		束	杉	基準1	当初・S32	
		土台	杉	基準1	S32か	
		軒桁	松または桧（ヒノキ）	基準1	S32か	
	軸部（軒裏）	破風板	杉	基準1	S32か	
		母屋	杉	基準1	当初・S32か	
		隅木	杉	基準1	当初・S32か	
		垂木	杉または桧（ヒノキ）	基準1	当初・S32か	
	軒裏	化粧野地板	杉または桧（ヒノキ）	基準2	S32か	
		広小舞	杉または桧（ヒノキ）	基準2	S32か	
	小壁・壁	竪板張り	杉または桧（ヒノキ）	基準2	S32か	
		漆喰塗り（東・西の一部）		基準2	S32か	
		下見板（北・西・南）	杉または桧（ヒノキ）	基準2	S32か	

部分の設定	部位区分	材質・仕上等	部位基準	推定年	備考	
(便所を除く部分)	建具	腰付き障子(西・東面)	木部	基準3	後補 S32	
			紙	基準4	随時更新	
		雨戸(西・東面)	框(かまち)	基準3	後補 S32	
			板	基準3	随時更新	
		舞良戸(西面出入口)	框(かまち)	基準3	後補 S32	
	板		基準3	後補 S32		
	戸袋		基準3	S32か		
	縁	縁板	桧(ヒノキ)	基準2	S32か	
			杉	基準2	S32か	
			杉	基準2	S32か	
基礎	地覆石・束石	石または石にコンクリート根巻き	基準1	当初・S32・以降		
雨樋	横樋・竖樋共	銅製	基準4	S46	面番所棟および下番勝手棟と同時に設置工事	
保全部分(便所)	屋根	瓦	棧瓦葺き	基準3	S32	
		雀口面戸	砂漆喰(すなじっくい)	基準3	S32	
	軸部	柱	杉	基準3	S32	S32年7月20日付け設計書が存在する
		梁	松	基準3	S32	
		桁	杉	基準3	S32	
		鴨居	桧(ヒノキ)	基準3	S32	
		敷居	桧(ヒノキ)	基準3	S32	
	軸部(軒裏)	土台	杉	基準3	S32	
		破風板	杉	基準3	S32	
		母屋	杉	基準3	S32	
	軒裏	垂木	杉または桧(ヒノキ)	基準3	S32	
		化粧野地板	杉または桧(ヒノキ)	基準3	S32	
	小壁・壁	広小舞	杉または桧(ヒノキ)	基準3	S32	
		下見板	杉または桧(ヒノキ)	基準4	S32	
	建具	ガラス窓	窓枠(かまち)	基準4	S32	ガラス窓は昭和のもので江戸期を復元していない
			ガラス	基準4	随時更新	
	基礎	地覆石・束石	石または石にコンクリート根巻 コンクリート基礎	基準1 基準4	当初・S30 S32	
	雨樋	横樋・竖樋共	銅製	基準4	S46	面番所棟および下番勝手棟と同時に設置工事

※「当初」は江戸後期の創建当初を表す。M：明治，T：大正，S：昭和

下番勝手棟【外観】

部分の設定	部位区分	材質・仕上等	部位基準	推定年	備考	
保存部分	屋根	瓦	棧瓦葺き	基準2	当初か・S46	北西側の瓦はS46に葺いている
		雀口面戸	砂漆喰(すなじっくい)	基準2	当初か・S46	
	軸部	柱	杉	基準1	当初か・S46	S46の整備時に、過半の柱を修復する
		庇柱	杉	基準1,基準3	S19・S46	ほとんどをS46に取替えおよび新設、新設は基準3
		梁	松	基準1	S19・S46	
		桁	杉	基準1	当初か・S46	
		鴨居	桧(ヒノキ)	基準1	M中頃・S46	S46桧(ヒノキ)に改めた
		敷居	桧(ヒノキ)	基準1	M中頃・S46	S46桧(ヒノキ)に改めた
		束	杉	基準1	当初か・S46	鮑(かんな)仕上げ
		土台	杉	基準1	S19・S46	鮑(かんな)仕上げ
	軸部(軒裏)	軒桁	松または桧(ヒノキ)	基準1	当初・S46	
		破風板	杉	基準1	S19・S46	S46一部桧(ヒノキ)に改めた
		母屋	杉	基準1	当初・S19・S46	
		隅木	杉	基準1	当初・S19・S46	
	軒裏	垂木	杉または桧(ヒノキ)	基準1	当初・S19・S46	S46一部桧(ヒノキ)に改めた
		小間返し野地板	杉または桧(ヒノキ)	基準2	S46	
		屋根下地板	杉または桧(ヒノキ)	基準2	S46	S46の整備時に修理工事を行う
	小壁・壁	広小舞	杉または桧(ヒノキ)	基準2	S46	
		縦板張り	杉または桧(ヒノキ)	基準2	S19・S46	
		漆喰塗り(東・西の一部)		基準2	S19・S46	
	建具	下見板(北・西・南)	杉または桧(ヒノキ)	基準2	S19・S46	
				基準2	S19・S46	
		腰付き障子(西・東面)	木部	基準3	後補 S46	北西側縁、および北側腰高窓はS46
			紙	基準4	随時更新	
			框(かまち)	基準3	後補 S46	北西側縁、および北側腰高窓はS46
		雨戸(西・東面)	板	基準3	随時更新	
	框(かまち)		基準3	後補 S46		
舞良戸(西面出入口)	板	基準3	後補 S46			
	框(かまち)	基準3	後補 S46			
戸袋		框(かまち)・板	基準3	S46	北側の腰高窓はS46	
縁	縁板	桧(ヒノキ)	基準2,基準3	S19・S46	鮑(かんな)仕上げ、北西側縁はS46新設	
		杉	基準2,基準3	S19・S46	鮑(かんな)仕上げ	
		杉	基準2,基準3	S19・S46	鮑(かんな)仕上げ	
基礎	地覆石・束石	石または石にコンクリート根巻き	基準1	当初・S19・S46		
雨樋	横樋・竖樋共	銅製	基準4	S46		

※年代の根拠は目視とS46「特別史跡新居岡跡修理工事報告書」による。※「当初」は江戸後期の創建当初を表す。M：明治，T：大正，S：昭和

面番所棟【内観】

室名	部分の指定	部位区分		部位基準	推定年	備考		
上之間	保存部分	天井	棹(さお)縁天井	棹(さお)	基準 1	当初か	鮑(かんな)仕上げ	
				天井板	基準 1	当初か	鮑(かんな)仕上げ	
				廻り縁	基準 1	当初か	鮑(かんな)仕上げ	
		壁面	軸部	柱	基準 1	当初か	東側柱に貫壁痕あり	
				吊(つり)束	基準 1	当初・S46	東面はS46	
				鴨居・長押	基準 1	当初・S46	東面はS46、長押は鮑(かんな)仕上げ	
				落とし掛け	基準 1	M中頃		
				敷居	基準 1	当初・M中頃・S46	東面はS46	
		小壁	壁	基準 2	当初・S46	東面はS46、西面は筋かいの痕跡		
		床の間	床	天井	棹(さお)縁天井	基準 1	当初か	
				壁	壁	基準 2	当初か	
				床	床框(かまち)	基準 1	S19	
				床板	基準 2	S46か		
		建具	腰付き障子	木部	基準 3	S32、S46	東および南面：外部との境	
				障子紙	基準 4	随時更新	東側は残存せず(S46)	
			雨戸	框(かまち)	基準 3	S32、S46	東および南面：外部との境(外側)	
				板	基準 3	随時更新	東側は残存せず(S46)	
			舞良戸	框(かまち)	基準 3	S32、S46	西面：中之間との境(S46)	
		板	基準 3	二畳之間との境(古い)				
		床	床	畳	基準 3	S46		
		その他	照明器具	照明器具	基準 4	S46以降		
防災器具	基準 5			S46以降				

室名	部分の指定	部位区分		部位基準	推定年	備考		
中之間	保存部分	天井	棹(さお)縁天井	棹(さお)	基準 1	当初か	鮑(かんな)仕上げ	
				天井板	基準 1	当初か	鮑(かんな)仕上げ	
				廻り縁	基準 1	当初か	鮑(かんな)仕上げ	
		壁面	軸部	柱	基準 1	当初か		
				吊(つり)束	基準 1	当初か		
				鴨居・長押	基準 1	当初か		
				落とし掛け	基準 1	M中頃		
				敷居	基準 1	当初か		
		小壁	壁	基準 2	当初か・S46以降	東面は筋かいの痕跡、西面はS46以降か新しい板		
		床の間	床	天井	棹(さお)縁天井	基準 1	当初か	
				壁	壁	基準 2	当初か	
				床	床框(かまち)	基準 1	S19	
				床板	基準 2	S46か		
		建具	腰付き障子	木部	基準 3	S32、S46	南面：外部との境	
				障子紙	基準 4	随時更新		
			雨戸	框(かまち)	基準 3	S32、S46	南面：外部との境(外側)	
				板	基準 3	随時更新		
			舞良戸	框(かまち)	基準 3	S32、S46	東面：中之間との境(S46)	
		板	基準 3	三畳之間との境(古い)				
		床	床	畳	基準 3	S46		
		その他	照明器具	照明器具	基準 4	S46以降		
防災器具	基準 5			S46以降				

室名	部分の指定	部位区分		部位基準	推定年	備考	
三畳之間	保存部分	天井	棹(さお)縁天井	棹(さお)	基準 1	当初か	鮑(かんな)仕上げ
				天井板	基準 1	当初か	鮑(かんな)仕上げ
				廻り縁	基準 1	当初か	鮑(かんな)仕上げ
		壁面	軸部	柱	基準 1	当初か	北面東側柱に根継ぎ痕あり
				鴨居・長押	基準 1	当初か・S46	鴨居は新旧がある
				敷居	基準 1	当初か・S46	
				小壁・壁	基準 2	当初か・S46	小壁・板壁は新しい
		建具	襖(東面)	框(かまち)	基準 3	S32、S46	東面：廊下3との境
				紙	基準 3	S46～	
			舞良戸(北面)	框(かまち)	基準 3	S32またはS46	北面：外部との境
				板	基準 3	S46	
			襖(舞良戸裏)	框(かまち)	基準 3	S32またはS46	西面：廊下2との境
		紙	基準 4	S46	南面：中之間との境(古い)。舞良戸は基準3		
		床	床	畳	基準 3	S46	
		その他	照明器具	照明器具	基準 4	S46以降	
防災器具	基準 5			S46以降			

室名	部分の指定	部位区分		部位基準	推定年	備考	
次之間	保存部分	天井	棹(さお)縁天井	棹(さお)	基準1	当初か	鮑(かんな)仕上げ
				天井板	基準1	当初か	鮑(かんな)仕上げ
				廻り縁	基準1	当初か	鮑(かんな)仕上げ
		壁面	軸部	柱	基準1	当初か	西面柱に貫壁痕あり、南面西より3本目の柱は後補
				吊(つり)束	基準1	当初・S46	
				鴨居・長押	基準1	当初・S46	南面は差し鴨居
				落とし掛け	基準1	M中頃	
				敷居	基準1	当初・M中頃・S46	
		小壁	基準2	当初・S46以降	北側3カ所で各々板材が異なる。東側は新しい		
		床の間	天井	棹(さお)縁天井	基準1	当初か	
				壁	基準2	当初か	
				床	基準1	S19	
		建具	腰付き障子	床板	基準2	S46か	
				木部	基準3	S32、S46	南・西面：外部との境(外側)
			雨戸	障子紙	基準4	随時更新	西側は残存せず(S46)
				板	基準3	S32、S46	南・西面：外部との境(外側)
		舞良戸	板	基準3	随時更新	西側は残存せず(S46)	
			板	基準3	S32、S46	東面：中之間との境(S46)	
		床	舞良戸	板	基準3	S32、S46	北面：廊下1との境
				板	基準3	S32、S46	東面：中之間との境(S46)
		その他	照明器具	板	基準3	S46	
板	基準3			S46			
その他	防災器具	煙感知器等	基準4	S46以降			
		煙感知器等	基準5	S46以降			

室名	部分の指定	部位区分		部位基準	推定年	備考	
廊下1	保存部分	天井	棹縁天井	棹	基準1	S46	
				天井板	基準1	S46	
				廻り縁	基準1	S46	
		壁面	軸部	柱	基準1	当初か・S46	廊下2との境は新しい柱、S46か
				吊(つり)束	基準1	当初か・S46	
				鴨居・長押	基準1	当初か・S46	北面は差し鴨居
				敷居	基準1	当初か・S46	
		小壁・壁	基準2	当初か・S46	廊下2との境は新しい壁・小壁、S46か		
		建具	舞良戸	板	基準3	S32、S46	南面：次之間との境
				板	基準3	S32、S46	北面：廊下2との境
		床	舞良戸	板	基準3	当初か・S46	
板	基準3			当初か・S46			
その他	照明器具	板	基準3	当初か・S46			
		板	基準3	当初か・S46			
その他	防災器具	煙感知器等	基準4	S46以降			
		煙感知器等	基準5	S46以降			

室名	部分の指定	部位区分		部位基準	推定年	備考	
廊下2	保存部分	天井1	棹(さお)縁天井	棹(さお)	基準1	S46	
				天井板	基準1	S46	
				廻り縁	基準1	S46	
		天井2	勾配天井	隅木	基準1	S46	
				垂木	基準1	S46	
				小間返し野地板	基準1	S46	
				屋根下地板	基準1	S46	
		壁面	軸部	桁	基準1	S46	
				梁	基準1	当初か・S46	
				柱	基準1	当初か・S46	廊下1との境、および縁側柱は新しい
				鴨居・長押	基準1	S46	
				敷居	基準1	S46	
		小壁・壁	漆喰(しっくい)塗り	漆喰(しっくい)塗り	基準2	S46	
				漆喰(しっくい)塗り	基準2	S46	
		建具	舞良戸	板	基準2	S46	廊下1および次之間との境はS46新規
				板	基準2	S46	廊下1および次之間との境はS46新規
		床	舞良戸	板	基準3	S32、S46	南面：次之間との境
板	基準3			S32、S46	北面：廊下2との境		
その他	照明器具	板	基準3	S46			
		板	基準3	S46			
その他	防災器具	煙感知器等	基準4	S46以降			
		煙感知器等	基準5	S46以降			

室名	部分の指定	部位区分		部位基準	推定年	備考	
廊下3	保存部分	天井1	棹(さお)縁天井	棹(さお)	基準1	S19以降か	中古
				天井板	基準1	S19以降か	中古
				廻り縁	基準1	S19以降か	中古
		天井2	勾配天井	隅木	基準1	S32	縁
				垂木	基準1	S32	
				化粧野地板	基準1	S32	
				広小舞	基準1	S32	
		壁面	軸部	軒桁	基準1	S32・S46	木鼻部分に凝った彫り
				梁	基準1	当初か	
				柱	基準1	当初か・S46	縁側柱は新しい
				鴨居・長押	基準1	S32・S46	
			小壁・壁	敷居	基準1	S32・S46	
				漆喰(しっくい)塗り 壁板張り	基準2 基準2	S32 S32・S46	新旧あり
		建具	襖(西面)	框(かまち)	基準3	S32・S46	三畳之間との境
				紙	基準3	S46～	
			舞良戸(東面)	框(かまち) 板	基準3 基準3	S32、S46	御書院次之間との境
		床		板	基準3	S46	
		その他	照明器具		基準4	S46以降	
			防災器具	煙感知器等	基準5	S46以降	

下番勝手棟【内観】

室名	部分の指定	部位区分		部位基準	推定年	備考	
下番勝手	保存部分	天井	棹(さお)縁天井	棹(さお)	基準1	当初か	
				天井板	基準1	当初か・S46	南4列は新しい板
				廻り縁	基準1	当初か	
		壁面	軸部	柱	基準1	当初か・S46	4隅の柱は古い(内3本に継木痕)。他は新規復元柱。
				鴨居・長押	基準1	S46	新しい
				敷居	基準1	M中頃・S46	
		建具	腰付き障子	木部	基準3	S46	東面・西面：外部との境
				障子紙	基準4	随時更新	
			雨戸	框(かまち)	基準3	S46	東面・西面：外部との境(外側)
				板	基準3	随時更新	
			襖(南面)	框(かまち)	基準3	S46	同心休息所との境
				紙	基準3	S46	
		舞良戸(北面)	框(かまち) 板	基準3 基準3	当初～S46	北面：廊下2との境	
		床		畳	基準3	S46	
		その他	照明器具		基準4	S46以降	
			防災器具	煙感知器等	基準5	S46以降	

室名	部分の指定	部位区分		部位基準	推定年	備考	
同心休息所	保存部分	天井	棹(さお)縁天井	棹(さお)	基準1	S46	新規
				天井板	基準1	当初か・S46	北5列のみ古い板
				廻り縁	基準1	S46	新規
		壁面	軸部	柱	基準1	当初か・S46	東面の柱4本に継木痕あり。西側3本は新規
				鴨居・長押	基準1	M中頃・S46	新しい
				敷居	基準1	M中頃・S46	
				小壁・壁	漆喰(しっくい)塗り	基準2	当初・S46
		建具	腰付き障子(西面)	木部	基準3	S46	西面：外部との境
				障子紙	基準4	随時更新	
			障子(南)	木部	基準3	S46	新規腰高窓
				障子紙	基準4	随時更新	
			雨戸	框(かまち)	基準3	S46	東面・西面・北面：外部との境(外側)
				板	基準3	随時更新	
		襖(南面)	框(かまち) 紙	基準3 基準3	S46 S46	下番勝手との境	
		床		畳	基準3	S46	
		その他	照明器具		基準4	S46以降	
			防災器具	煙感知器等	基準5	S46以降	

書院棟【内観】

室名	部分の指定	部位区分		部位基準	推定年	備考	
御書院	保存部分	天井	棹(さお)縁天井	棹(さお)	基準 1	S32	
				天井板	基準 1	S32	
				廻り縁	基準 1	S32	
		壁面	軸部	柱	基準 1	当初か・S32	柱は小学校時代のものか
				吊(つり)束(南面)	基準 1	当初か・S32	
				鴨居・付け鴨居	基準 1	当初か・S32	
				落とし掛け	基準 1	当初か・S32	
				敷居	基準 1	当初か・S32	
		小壁	漆喰(しっくい)塗り	基準 2	S32	東面はS46、西面は筋かいの痕跡	
		床の間	天井	棹(さお)縁天井	基準 1	S32	
			壁	黄大津塗り	基準 2	S32	
			床	床框(かまち)	基準 1	S32	
		床板		基準 2	S32		
		建具	腰付き障子	木部	基準 3	S32	東および南面：外部との境
				障子紙	基準 4	随時更新	東側は残存せず(S46)
			雨戸	框(かまち)	基準 3	S32	東および南面：外部との境(外側)
				板	基準 3	随時更新	東側は残存せず(S46)
		襖(南面)	塗り框(かまち)	基準 3	S32以降	サイズが合っていない(転用か)	
		紙	基準 3				
		床		畳	基準 3	S32	
		その他	照明器具		基準 4	S32以降	
防災器具	煙感知器等		基準 5	S46以降			

室名	部分の指定	部位区分		部位基準	推定年	備考	
御書院次之間	保存部分	天井	棹(さお)縁天井	棹(さお)	基準 1	当初か	
				天井板	基準 1	当初か	
				廻り縁	基準 1	当初か	
		壁面	軸部	柱	基準 1	当初か・S32	四隅の柱と西面中央柱は古い。床柱はS32か。
				吊(つり)束(北面、東面)	基準 1	当初か・S32	
				鴨居・付け鴨居	基準 1	当初か・S32	東面の差し鴨居は古い。その他はS32か。
				落とし掛け	基準 1	S32	
				敷居	基準 1	当初か・S32	
		小壁	漆喰(しっくい)塗り	基準 2	S32	東面はS46、西面は筋かいの痕跡	
		床の間	天井	棹(さお)縁天井	基準 1	S32	
			壁	黄大津塗り	基準 2	S32	
			床	床框(かまち)	基準 1	S32	
		床板		基準 2	S32	床板は損傷している	
		建具	腰付き障子	木部	基準 3	S32	
				障子紙	基準 4	随時更新	
			雨戸	框(かまち)	基準 3	S32	
				板	基準 3	随時更新	
			襖(北面)	塗り框(かまち)	基準 3	S32以降	サイズが合っていない(転用か)
				紙	基準 3		
		襖(舞良戸裏、西面)	框(かまち)	基準 3	S32	西面：廊下3との境 舞良戸は基準3	
		紙	基準 4				
床		畳	基準 3	S32			
その他	照明器具		基準 4	S32以降			
	防災器具	煙感知器等	基準 5	S46以降			

室名	部分の指定	部位区分		部位基準	推定年	備考	
二畳之間	保存部分	天井	棹(さお)縁天井	棹(さお)	基準 1	当初か	
				天井板	基準 1	当初か	
				廻り縁	基準 1	当初か	
		壁面	軸部	柱	基準 1	当初・S32	御書院次之間の床柱と中央柱はS32。他の3本は古い。
				鴨居・付け鴨居	基準 1	当初・S32	付け鴨居および御書院次之間側の鴨居はS32
				敷居	基準 1	当初・S32	
				小壁	漆喰(しっくい)塗り	基準 2	S32
		建具	襖(舞良戸裏、南面)	框(かまち)	基準 3	当初・S32	南面：上之間との境 舞良戸は基準3
				紙	基準 4		
		床		畳	基準 3	S32	
		その他	照明器具		基準 4	S32以降	
防災器具	煙感知器等		基準 5	S46以降			

室名	部分の指定	部位区分		部位基準	推定年	備考
便所	天井	勾配天井	垂木	基準 3	S32	S32年7月20日付の設計書が存在する
			化粧野地板	基準 4	S32	
			垂木掛け	基準 3	S32	
	壁面	軸部	軒桁	基準 3	S32	
			柱	基準 3	S32	
			鴨居	基準 3	S32	
			敷居	基準 3	S32	
		小壁・壁	漆喰(しっくい)塗り	基準 4	S32	
			縦板張り	基準 4	S32	
	建具	ガラス窓	窓枠(かまち)	基準 4	S32	ガラス窓は昭和のもので江戸期を復元していない
			ガラス	基準 4	S32	
	床		板張り	基準 4	S32	
	その他	便器	陶器	基準 4	S32	大便器・小便器共、昭和期のもの